



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名	株式会社バンダイナムコホールディングス
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 石 川 祝 男 (コード番号 7832 東証第一部)
問 合 せ 先	取 締 役 経 営 企 画 本 部 長 浅 古 有 寿 (TEL : 03-5783-5500)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件」を平成27年6月22日開催予定の第10回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する報酬制度は、株主の皆さまとの価値共有を促進し、説明責任を十分に果たせる客観性と透明性を備えたうえで、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、取締役による健全な企業家精神の発揮を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促す報酬体系とすることを基本方針としております。具体的には、平成27年2月公表の「バンダイナムコグループ中期計画（平成27年4月～平成30年3月）」（以下、「中期計画」といいます。）に掲げる計数目標の達成を強く志向させるべく、当該目標業績と報酬とを明確に関連付けるとともに、業績連動報酬のウェイトを強化しております。

その一環として、直前の中期計画の期間にかかる制度（平成24年5月公表）と同様に、所定の業績条件の達成を条件として、株式報酬型ストックオプションを割り当てる仕組みを引き続き導入する予定です。

なお、この株式報酬型ストックオプションは、権利行使ではなく、割当ての条件として業績条件を設定しているため、業績条件を充足しなければそもそも株式報酬型ストックオプションが付与されることはありません。

2. 新株予約権付与の諸条件

(1) 新株予約権の割当ての対象者

当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てるものとする。

なお、平成27年6月22日開催予定の第10回定時株主総会において、「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されると、対象となる取締役は、社外取締役の3名を除く7名となる予定。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式80,000株（発行済株式総数の0.04%）を1年間の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合など、新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の数

800個を1年間の上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。

（ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、各新株予約権の目的となる株式の数についても同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の割当ての条件

平成28年3月期から平成30年3月期までの各事業年度ごとに、当社連結営業利益が500億円以上となる場合に、業績達成に応じて年額8千万円から1億6千万円の範囲内で新株予約権を割り当てるものとする。

(5) 新株予約権の発行価額

発行価額は、新株予約権の公正な評価方法の1つであるブラック・ショールズモデルに基づき算出する。また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(6) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日から20年以内の範囲で、当社取締役会において定めるものとする。

(8) 新株予約権の権利行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、「(7)新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社または当社子会社の取締役、監査役および使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、本新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(ご参考) 当社子会社取締役に対するストックオプション

当社は、当社グループの戦略ビジネスユニット主幹会社である(株)バンダイ、(株)バンダイナムコエンターテインメント、バンダイビジュアル(株)の3社の取締役に対して、当社取締役会決議を経て、報酬の一部として前述の当社取締役に対する株式報酬型ストックオプションと同内容の新株予約権を付与する予定です。

なお、新株予約権の数や割当ての条件については、次のとおりです。

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式100,000株（発行済株式総数の0.05%）を1年間の上限とする。

(2) 新株予約権の数

1,000 個を1年間の上限とする（新株予約権1個につき100株）。

(3) 新株予約権の割当ての条件

平成28年3月期から平成30年3月期までの各事業年度ごとに、当社連結営業利益が500億円以上となる場合に、業績達成に応じて1億円から2億円の範囲内で新株予約権を割り当てるものとする。

以 上